
「新潟県中越沖地震」「台風4号」「台風5号」により災害救助法が適用された
地域の方を対象に、出願及び入学について特別措置を実施します

本年7月に発生した新潟県中越沖地震、同じく7月に発生した台風4号及び8月に発生した台風5号により被害を受けられた皆様には、心からお見舞い申し上げます。

本学では、これらの災害で災害救助法が適用となる地域に住居している方で、平成20年度入学試験の出願者及び入学手続き者を対象に、入学検定料と学費等納付金を免除する特別措置を実施します。

対 象：平成19年7月 新潟県中越沖地震
平成19年7月 台風4号
平成19年8月 台風5号
上記3つの災害のいずれかで、災害救助法が適用された市町村に居住している方。被災証明書の提出が必要となります。

適用となる内容：(1)入学検定料の免除

(2)初年度春学期分の学費等納付金（入学金、学費）の免除

※委託徴収費は除く

問い合わせ先：札幌大学入学センター フリーダイヤル 0120-15-3201